

S2S サービス利用規約

株式会社オンゼ

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

この利用規約は、株式会社オンゼ（以下、「当社」といいます。）が提供する S2S サービス（以下、「サービス」といいます。）の利用に関し適用されます。

第2条 (利用規約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社のホームページその他当社所定の方法にて契約者に通知することにより、この利用規約を変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内に、第14条に基づくサービス契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき契約者による承諾があったものとみなします。

第3条 (用語の定義)

この利用規約においては、次の用語はそれぞれの次の意味で使用します。

用語	用語の意味
①サービス	https://jp-football.s2s.net/ 上で提供する「S2S(Secrets to Sports)」と呼ぶインターネットサービス
②サービス契約	当社からサービスの提供を受けるための契約
③契約者	当社とサービス契約を締結している者
④契約アカウント	契約者用の画面にログインするための英字、数字等による文字列であるユーザー名及びパスワード。
⑤料金等	サービスの提供に関する料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額
⑥消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額

第2章 サービスの内容等

第4条 (サービス)

1. サービスは、当社が発行した契約者固有の契約アカウントに対して提供されるものであり、契約アカウントの管理は契約者の責任において行われるものとします。
2. サービス契約は契約アカウント発行から1年間とし、別途当社が示した期日までに終了の意思表示がない場合は自動更新するものとします。
3. サービス契約終了の場合、当社は、速やかに、契約者に関する電子メールアドレスその他の情報を消去するものとします。

第5条 (営業時間等)

1. サービスを利用できる時間は、1日24時間、1週7日とします。
2. ただし、当社はサービスを正常に稼働させるために次の各号のとおりメンテナンスを行う場合があります。

(1) 緊急メンテナンス

セキュリティ等に重大な影響があると当社が判断した場合行うもの

(2) バージョンアップ

機能追加・強化を目的として当社の判断により、不定期で行うもの

第3章 契約

第6条 (契約の単位)

当社は、契約アカウント単位でひとつのサービス契約を締結します。

第7条 (契約の申込)

サービスの契約の申込をするときは、この利用規約を承諾のうえ、次の各号の事項について記載した当社所定の申込書を当社に提出するか、Web フォームに入力して当社へ送信するものとします。

- (1) サービス契約の申込者の氏名 (商号)、住所、電話番号
- (2) サービス利用を希望するチーム数
- (3) その他サービス契約の申込の内容を特定するための事項

第8条 (申込の承諾等)

1. 当社は、前条に定める申込があったときは、申込書または Web フォーム入力内容を確認後5営業日以内に契約アカウントを発行するものとします。

2. 当社は、前1項の規定にかかわらず、次の各号の場合には、サービス契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) サービス契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が、サービスの料金等の支払を現に怠りまたは怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に不正使用などによりサービス契約（その他当社が提供するサービス契約を含みます。）の解除またはサービス（その他当社が提供するサービスを含みます。）の利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) その他サービス契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

第9条（アカウント）

1. 当社は、サービス契約成立後速やかに、契約者の指定する電子メールアドレスへ契約アカウント情報（ユーザー名及びパスワード）を交付します。
2. 契約者は、ユーザー名のパスワードを自ら変更することができます。
3. 契約者は、同一組織に属するユーザーのアカウント（ユーザー名及びパスワード。以下「ユーザーアカウント」という）を発行することができます。
4. 契約者は、当社が別途定める場合を除き、契約アカウントを、善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者に使用させ、または、売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。
5. 契約アカウントおよびユーザーアカウントの管理および使用は契約者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。
6. 契約アカウントおよびユーザーアカウントを用いてサービスが利用されたときには、その契約者自身の利用とみなされるものとし、当該契約者は、その利用に係る料金等を負担するものとします。

第10条（契約事項の変更等）

1. 契約者は、その社名（商号）、住所または連絡先等に変更があった場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、次の各号を希望する場合には、当社所定の書面により、当社に申し込むものとします。
 - (1) 設定内容の変更
 - (2) オプションの追加、変更、停止
3. 当社は、前項の申込があった場合は、第8条の規定に準じて取り扱います。

第 11 条 (権利の譲渡等)

契約者は、サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をすることができません。

第 12 条 (契約者の地位の承継)

1. 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて承継の日から 30 日以内に当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届けていただきます。これを変更した場合も同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を継承した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。

第 13 条 (当社が行う契約の解除)

1. 当社は、第 17 条の規定によりサービスの利用停止を受けた契約者が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、当社所定の方法により通知することにより、そのサービス契約を解除することができるものとします。
2. 前項の規定によりサービス契約が解除された場合、契約者はサービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払うものとします。

第 14 条 (契約者が行う契約の解除)

1. 契約者は、サービス契約を解除しようとするときは、当社指定の方法により、サービス契約満了日の 30 日前までに、当社に通知していただきます。
2. 前項の場合において、サービス契約の解除までに発生した契約者の一切の債務は、サービス契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまでは消滅しません。

第 15 条 (契約)

1. サービス契約期間は、以下のとおりとします。

(初年度)

- ・アカウント発行日： 1 月 1 日～ 3 月 31 日 →有効期日：翌年 3 月 31 日
- ・アカウント発行日： 4 月 1 日～ 6 月 30 日 →有効期日：翌年 6 月 30 日
- ・アカウント発行日： 7 月 1 日～ 9 月 30 日 →有効期日：翌年 9 月 30 日

- ・アカウント発行日：10月1日～12月31日 →有効期日：翌年12月31日

(更新後)

- ・更新日：3月31日 →更新後契約期間：4月1日～翌年3月31日
- ・更新日：6月30日 →更新後契約期間：7月1日～翌年6月30日
- ・更新日：9月30日 →更新後契約期間：10月1日～翌年9月30日
- ・更新日：12月31日 →更新後契約期間：翌年1月1日～12月31日

2. 契約者は、前項の契約期間内にサービス利用を中止したい場合は、残余費用を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

第4章 利用中止等

第16条 (利用中止)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、契約者によるサービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 第5条に基づくメンテナンスを行う場合
 - (2) サービスに係る他の事業者がサービスを中止した場合
2. 当社は、前項の規定によりサービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条 (利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、当該契約者によるサービスの利用を停止することがあります。
 - (1) サービス契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 支払期日を経過してもなお料金等を支払わない場合
 - (3) 破産手続き開始または再生手続開始の申立があった場合
 - (4) 第23条の規定に違反した場合
 - (5) 前各号の他この利用規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
2. 当社は、前項の規定によりサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 料金等

第18条 (料金等)

料金等には次の各号のものがあり、その具体的な額は、「資料 S2S 料金表」によるものとします。

- (1) サービス基本使用料
- (2) オプション商品料金

第19条 (費用の計算方法)

1. 当社は、サービス利用料金について、年額で計算し、その金額には消費税を含めるものとする。
2. 当社は、毎月の初日以外の日にサービス契約の申込を承諾し、または、月の末日以外の日にサービス契約を終了しても、日割は行いません。
3. 契約者は、第16条に基づく利用中止または第17条に基づく利用停止があった場合でも、契約期間中に残存する金銭債務の支払を要します。

第20条 (料金等の支払方法ー銀行振込支払選択の場合)

1. 当社は、第8条に基づきサービス契約の申込を承諾した場合、速やかにサービス利用料金の全額を、当社所定の請求書を契約者の指定する電子メールアドレスに送付することにより契約者に請求するものとし、契約者は、当該請求書の指定する期日までに、当該請求書所定の料金額を、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により当社に支払うものとします。
2. 当社は、第31条に基づきオプションサービスの設定または追加の申込を承諾した場合、速やかにオプション商品料金およびこれに対応する消費税等相当額を、当社所定の請求書を契約者の指定する電子メールアドレスに送付することにより契約者に請求するものとし、契約者は、当該請求書の規定する期日までに、当該請求書所定の料金額を、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により当社に支払うものとします。
3. 前2項における口座振込に要する銀行手数料およびこれに対応する消費税等相当額は、契約者の負担とします。

第21条 (料金等の支払方法ークレジットカード支払選択の場合)

1. 当社は、第8条に基づきサービス契約の申込を承諾した場合、クレジットカードの信用状況を確認した後、速やかにサービス利用料金の全額を、当社所定の請求書を契約者の指定する電子メールアドレスに送付することにより契約者に請求す

- るものとし、契約者は、クレジットカードを使用して当社に支払うものとし、
2. 当社は、第 31 条に基づきオプションサービスの設定または追加の申込を承諾した場合、速やかにオプション商品料金およびこれに対応する消費税等相当額を、当社所定の請求書を契約者の指定する電子メールアドレスに送付することにより契約者に請求するものとし、契約者は、クレジットカードを使用して当社に支払うものとし、
 3. 前 2 項におけるクレジットカード会社への請求は、当社にて行うものとし、

第 22 条 (延滞利息)

1. 契約者は、サービスの料金（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。
2. 当社は、前項の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

第 6 章 利用上の注意

第 23 条 (契約者の義務)

1. 契約者は、サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとし、
 - (1) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書込む行為
 - (2) 他の契約者の契約アカウントやユーザーアカウントを不正に使用する行為
 - (3) 他の契約者、当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (4) 他の契約者、当社もしくは第三者を誹謗中傷しまたはその名誉もしくは信用を傷つけるような行為
 - (5) 他の契約者もしくは第三者の財産またはプライバシー等を侵害する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
 - (7) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (8) 猥褻、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不適当な内容の画像、文書等を送信または掲載する行為、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に違反する行為
 - (9) サービスを利用してスパムメールを送信する行為
 - (10) 選挙運動またはこれに類似する行為

- (1 1) 性的、民族的、人権的その他の差別を助長するような情報を送信する行為
 - (1 2) その他法令に違反または公序良俗に反する行為
 - (1 3) その他サービスの運営を妨げるような行為
 - (1 4) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為
2. 契約者は、サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一サービスの利用に関連し他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者または第三者から何らの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第 24 条 (サービスの変更、追加または禁止)

1. 当社は、サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第 2 条の規定を準用するものとします。
2. 当社は、前項によるサービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何らの責任を負うものではありません。

第 7 章 責任

第 25 条 (責任)

1. 当社は、サービス（オプションサービスを含みます。以下本条において「サービス等」といいます。）を提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、サービス等が全く利用できない状態（サービス等の利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、1 日の営業時間の全部についてその状態が連続したときに限り、当該契約者による損害賠償請求に応じます。
2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、契約者に現実に発生した通常損害とし、サービス等が全く利用できない状態にあることを知った時刻以後その状態が連続した時間（1 日の倍数である場合に限ります。）に対応する平均月額費用に、これに対応する消費税額相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、平均月額費用にこれに対応する消費税額相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。
3. 当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、サービス等の提供ができなかった場合は一切の責任を負わないものとします。
4. 天災、事変その他の不可抗力により、サービス等を提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。

5. 当社は、契約者の電子メールアドレスその他の情報の安全確保に努めていますが、当該情報が傍受されまたは漏洩した場合であっても、当社は責任を負いません。
6. 当社は、本契約に基づく契約者によるサービス等の利用に関連して当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該契約者から受領すべき料金にこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

第8章 保守および運用等

第26条（当社の維持責任）

1. 契約者は、サービスを利用することができなくなったときは、その旨を当社へ通知するものとします。
2. 当社は、当社のサービスに障害が生じまたはサービスが滅失したことを知ったときは、速やかにそのサービスを修理しまたは復旧します。

第9章 雑則

第27条（契約者への通知）

1. 当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により契約者に、第28条第1項第2項に定める契約者等のうち当社が適当であると判断する者に宛てて、随時必要な事項を通知するものとします。
2. 当社から契約者への通知は、前項に基づきその内容がサービス用設備に入力された日に効力を生じるものとします。

第28条（秘密保持および個人情報の保護）

1. 本条においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
 - (1) 「代表者等」とは、第7条および第10条にそれぞれ定める申込および変更等の際し当社に登録された情報により識別することができる代表者その他の特定の個人（他の情報と容易に照合することができ、それにより識別することができることとなる代表者その他の特定の個人を含みます。）のうち、契約者、システム利用者を除く者をいいます。
 - (2) 「契約者等」とは、システム利用者および代表者等をいいます。
 - (3) 「契約者等の個人情報」とは、契約者等に関する情報であって、当該情報に含ま

れる氏名、住所、電話番号その他の記述等（記述、番号、記号その他の符号等をいい、本条第3項各号に定めるものを含みます。）により特定の契約者等を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することでき、それにより特定の契約者等を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。

(4) 「当社知得の契約者当の個人情報」とは、契約者等の個人情報のうち以下のものをいいます。

①第7条および第10条にそれぞれ定める申込および変更等の際し当社に登録された情報

②上記①の他、サービスの提供に関連して当社が知得した情報

(5) 「料金等情報」とは、契約者の利用料金、利用料金明細、請求料金、入金情報その他の料金等の請求・決済に係る実績に関する情報をいいます。

2. 当社は、サービスの提供に関連して知り得た契約者、システム利用者または代表者等の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合はこの限りではありません。
3. 契約者は、当社が、当社知得の契約者等の個人情報のうち次の第1号乃至第4号の各号に定めるものを、当該各号に定めるその利用（第三者への提供を含みます。）の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとします。

(1) 契約者との間においてサービスの提供に伴い必要となる認証、運用業務、料金等の請求、与信管理、サービスに関する新着情報、キャンペーンならびに料金等の変更およびサービスの変更、追加または廃止に係る通知をするため、契約アカウント、契約者等の氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名、部門名、住所、通信履歴、料金等の支払方法に関する情報、契約情報（契約の種類、申込日、契約日、回線の種別・状況・名義人、その他のサービス契約の内容に関する情報をいいます。）、および料金等情報等を利用すること

(2) サービスの提供として、サービスの提供とともに、その他サービスの提供との関連において、契約者が請求または購入した資料、サンプル、試供品、景品および商品等の配送その他の提供をするため、契約者等の氏名、契約アカウント、住所、および電話番号等を利用すること

(3) サービスの提供として、サービスの提供とともに、その他サービスの提供との関連において、契約者からの請求、問合せおよび苦情に対する対応、または連絡をするため、契約者の氏名、契約アカウント、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、通信履歴、および料金情報等を利用すること

(4) サービスの提供に伴い必要となる決済業務において、クレジットカード会社その他金融機関に対する照会のために契約者の氏名、契約者から提供されたクレ

ジットカード情報、および料金情報等を利用すること

4. 当社は、前 3 項の場合において、契約者等の個人情報を適切に管理するように契約等により義務付けた業務委託先に対し、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、当該契約者等の個人情報を預託することができるものとします。

第 29 条（準拠法）

この利用規約に関する準拠法としては、すべて日本国の法定が適用されているものとします。

第 30 条（合意管轄）

契約者と当社との間における一切の訴訟については、横浜地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 10 章 オプションサービス

第 31 条（オプションサービス）

1. 契約者は、オプションサービスの設定を希望する場合は、オプションサービスの種類その他オプションサービスを特定するための事項について当社所定の方法により申し込むものとします。
2. 前項のオプションサービスの設定の希望があった場合、当社は、第 8 条の規定に準じて取り扱います。
3. 契約者は、オプションサービスの追加を希望する場合には、当社所定の方法により、当社に申し込むものとします。
4. 当社は、前項の申込があった場合は、第 10 条の規定に準じて取り扱います。

附則

この利用規約は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。

平成 22 年 7 月 1 日制定

平成 23 年 5 月 13 日改定

平成 23 年 7 月 15 日改定

「資料 S2S 料金表」

サービス利用料金（税込）【標準料金】

サービス項目	標準料金
チームライセンス	117,600 円
ユーザーライセンス	81,600 円